

令和 2 年 9 月 4 日

令和 2 年登米市議会定例会 9 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮 問 第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
報 告 第 10号	継続費精算報告について	8
報 告 第 11号	令和元年度登米市病院事業会計継続費精算報告について	11
報 告 第 12号	令和元年度登米市健全化判断比率の報告について	13
報 告 第 13号	令和元年度登米市資金不足比率の報告について	14
報 告 第 14号	放棄した債権の報告について	15
報 告 第 15号	市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	17
報 告 第 16号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	20
報 告 第 17号	株式会社いしこしの経営状況について	21
報 告 第 18号	株式会社とよま振興公社の経営状況について	22
報 告 第 19号	登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について	23
議 案 第 81号	令和2年度登米市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議 案 第 82号	令和2年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 83号	令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 84号	令和2年度登米市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 85号	令和2年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊
議 案 第 86号	令和2年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議 案 第 87号	令和2年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊

議案第 88 号	令和 2 年度登米市病院事業会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 89 号	令和 2 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 90 号	登米市認定こども園設置条例の制定について	24
議案第 91 号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について	26
議案第 92 号	登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について	27
議案第 93 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について	28
議案第 94 号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	30
議案第 95 号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	33
認定第 1 号	令和元年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	43
認定第 2 号	令和元年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	44
認定第 3 号	令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	45
認定第 4 号	令和元年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	46
認定第 5 号	令和元年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	47
認定第 6 号	令和元年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	48
認定第 7 号	令和元年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	49
認定第 8 号	令和元年度登米市水道事業会計決算認定について	50
認定第 9 号	令和元年度登米市病院事業会計決算認定について	51
認定第 10 号	令和元年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	52

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	東 敬三
住 所	登米市迫町

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	北條 敏夫
住 所	登米市登米町

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	大沼 良一
住 所	登米市津山町

報告第 10 号

継続費精算報告について

令和元年度登米市一般会計予算の継続費に係る事業が完了したため、継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和元年度 登米市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他		
4	2	一般廃棄物第二処理施設整備事業	平成27年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			平成28年度	307,868,000	166,277,000	28,500,000		113,091,000	307,868,000	166,277,000	28,500,000		113,091,000					
			平成29年度	639,922,000	106,316,000	90,600,000		443,006,000	639,921,120	106,316,000	90,600,000		443,005,120	880				880
			平成30年度	6,894,265,000	2,167,071,000	590,000,000		4,137,194,000	6,894,265,000	2,167,071,000	590,000,000		4,137,194,000					
			令和元年度	3,050,406,000	732,547,000	883,300,000		1,434,559,000	3,048,664,300	732,547,000	881,600,000		1,434,517,300	1,741,700		1,700,000		41,700
			計	10,892,461,000	3,172,211,000	1,592,400,000		6,127,850,000	10,890,718,420	3,172,211,000	1,590,700,000		6,127,807,420	1,742,580		1,700,000		42,580

令和元年度 登米市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 社会教育費	(仮称)新登米懐古館整備事業	平成29年度	円 48,825,000	円 19,832,000	円 27,500,000	円 1,493,000	円 44,244,500	円 19,832,000	円 23,200,000	円 1,212,500	円 4,580,500	円 4,300,000	円 280,500				
			平成30年度	円 424,201,000	円 402,900,000	円 21,301,000	円 213,501,000	円 202,700,000	円 10,801,000	円 210,700,000	円 200,200,000	円 10,500,000						
			令和元年度	円 271,570,000	円 257,900,000	円 13,670,000	円 486,849,700	円 462,400,000	円 24,449,700	円 △215,279,700	円 △204,500,000	円 △10,779,700						
			計	円 744,596,000	円 19,832,000	円 688,300,000	円 36,464,000	円 744,595,200	円 19,832,000	円 688,300,000	円 36,463,200	円 800	円 800					
10 教育費	6 保健体育費	パークゴルフ場整備事業	平成29年度	円 457,411,000	円 434,500,000	円 22,911,000	円 277,285,360	円 263,400,000	円 13,885,360	円 180,125,640	円 171,100,000	円 9,025,640						
			平成30年度	円 257,207,000	円 244,300,000	円 12,907,000	円 437,314,240	円 415,400,000	円 21,914,240	円 △180,107,240	円 △171,100,000	円 △9,007,240						
			令和元年度	円 15,015,000	円 14,200,000	円 815,000	円 15,014,920	円 14,200,000	円 814,920	円 80	円 80							
			計	円 729,633,000	円 693,000,000	円 36,633,000	円 729,614,520	円 693,000,000	円 36,614,520	円 18,480	円 18,480							

報告第 11 号

令和元年度登米市病院事業会計継続費精算報告について

令和元年度登米市病院事業会計の継続費に係る事業が完了したため、継続費精算報告書を調製したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和元年度 登米市病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と支払 義務発生額の 差	左の財源内訳		
					国庫補助金	企業債	一般会計 出 資 金		国庫補助金	企業債	一般会計 出 資 金		国庫補助金	企業債	一般会計 出 資 金
1 資本的支出	1 建設改良費	米谷病院 建設事業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			平成28年度	1,805,900,000		1,805,900,000		873,501,840		873,501,840		932,398,160		932,398,160	
			平成29年度	207,100,000		207,100,000		564,702,490		564,702,490		△357,602,490		△357,602,490	
			平成30年度	1,690,900,000		1,690,900,000		1,974,025,670		1,974,025,670		△283,125,670		△283,125,670	
			令和元年度	444,488,000		444,488,000		736,158,000		736,158,000		△291,670,000		△291,670,000	
			計	4,148,388,000		4,148,388,000		4,148,388,000		4,148,388,000					

報告第 12 号

令和元年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

（単位：％）

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.99
連結実質赤字比率	—	16.99
実質公債費比率	7.1	25.0
将来負担比率	101.5	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第 13 号

令和元年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	1 7 . 1
老人保健施設事業会計	—
下水道事業特別会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が 20% 以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第 14 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成 22 年登米市条例第 43 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和 2 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和元年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
水道料金	第 2 号該当 (免責)	1 人	1 件	151 円	時効 2 年 合計人数のうち実 人数は 15 人
	平成 29 年度	1 人	1 件	151 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	17 人	45 件	88,524 円	
	平成 26 年度	2 人	4 件	6,048 円	
	平成 27 年度	5 人	8 件	13,680 円	
	平成 28 年度	10 人	33 件	68,796 円	
	計	18 人	46 件	88,675 円	

債権放棄年月日：令和 2 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和元年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第 1 号該当 (生活困窮)	1 人	1 件	17,000 円	時効 3 年 合計人数のうち実
	平成 24 年度	1 人	1 件	17,000 円	

	第 2 号該当 (免責)	2 人	8 件	554,811 円	人数は 21 人
	平成 27 年度	1 人	5 件	393,331 円	
	平成 28 年度	1 人	3 件	161,480 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	7 人	12 件	567,448 円	
	平成 17 年度	1 人	1 件	284,554 円	
	平成 21 年度	1 人	4 件	36,479 円	
	平成 24 年度	1 人	1 件	39,120 円	
	平成 26 年度	1 人	1 件	10,040 円	
	平成 28 年度	3 人	5 件	197,255 円	
	第 7 号該当 (徴収停止)	12 人	17 件	91,550 円	
	平成 22 年度	2 人	2 件	32,100 円	
	平成 24 年度	1 人	4 件	2,980 円	
	平成 25 年度	1 人	1 件	720 円	
	平成 26 年度	3 人	3 件	33,900 円	
	平成 27 年度	5 人	7 件	21,850 円	
	計	22 人	38 件	1,230,809 円	

報告第 15 号

市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例 等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和 2 年 8 月 3 日、市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 17 年登米市条例第 72 号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 3 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

（市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正）

第 1 条 市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 17 年登米市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（登米市介護保険条例の一部改正）

第 2 条 登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（登米市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 3 条 登米市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年登米市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割

合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

報告第16号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 17 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第18号

株式会社とよま振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社とよま振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 19 号

登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価の結果を別冊のとおり報告する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第 90 号

登米市認定こども園設置条例の制定について

登米市認定こども園設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市認定こども園設置条例

(設置)

第 1 条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 12 条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第 2 条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
登米市豊里こども園	登米市豊里町小口前 73 番地 1	210 人

(職員)

第 3 条 認定こども園に園長、保育教諭、嘱託医その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 認定こども園法第 9 条に規定する教育及び保育
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、認定こども園法第 2 条第 12 項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認めるもの

(利用者負担額)

第 5 条 市長は、認定こども園に入園した児童の保護者又は扶養義務者から利用者負担額を毎月徴収する。ただし、その保護者又は扶養義務者に特別な事情があると認

められるときは、市長は、利用者負担額の全部又は一部を免除することができる。

- 2 利用者負担額は、児童の年齢、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市長が規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 認定こども園の入園の募集その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(登米市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部改正)

- 3 登米市立幼稚園預かり保育料徴収条例（平成17年登米市条例第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市立幼稚園等預かり保育料徴収条例

第1条中「登米市立幼稚園」の次に「及び登米市認定こども園」を加える。

第2条第2項中「の保育時間」を「及び認定こども園の教育標準時間」に改める。

議案第 91 号

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表豊里幼稚園の項及び石越幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 92 号

登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について

登米市保育所設置条例（平成17年登米市条例第111号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市保育所設置条例の一部を改正する条例

登米市保育所設置条例（平成 17 年登米市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

別表登米市豊里保育園の項及び登米市石越保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 93 号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市営住宅条例の一部を改正する条例

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。
別表の 1 の表中

「

迫西大網住宅	登米市迫町佐沼字大網 199 番地 1（代表地番）	を
--------	---------------------------	---

」

「

迫大網住宅	登米市迫町佐沼字大網 199 番地 1（代表地番）	に
迫西大網住宅	登米市迫町佐沼字大網 199 番地 1（代表地番）	

」

改め、同表迫大網第 2 住宅の項、迫大網第 3 住宅の項及び東和根郭厚生住宅の項を削り、別表の 2 の表中

「

迫西大網住宅駐車場	登米市迫町佐沼字大網 199 番地 1 （代表地番）	月額 2,000 円	を
-----------	-------------------------------	------------	---

」

「

迫大網住宅駐車場	登米市迫町佐沼字大網 199 番地 1 （代表地番）	月額 2,000 円	に
迫西大網住宅駐車場	登米市迫町佐沼字大網 199 番地 1 （代表地番）	月額 2,000 円	

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の 1 の表の改正規定（迫大綱第 2 住宅の項及び迫大綱第 3 住宅の項を削る部分に限る。）は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 94 号

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年登米市条例第 38 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年登米市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「を全て」を「の全てを」に改め、「しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「附則第3項において同じ。」を削る。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第29条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第30条第3項及び第32条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第44条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第45条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第3項中「施行日以後」を「施行日後」に改め、「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 8 前項の事情に鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 附則第 7 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 10 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 30 条第 3 項若しくは第 45 条第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定されるものをいう。）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年登米市条例第 39 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成 26 年登米市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を
「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等
の運営に関する基準」に改める。

第 3 条第 1 項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負
担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第 4 条の見出しを削る。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者
負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第 1 項中「支給認定保護
者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「支給認定子
ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を
「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・
保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」
を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認
定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育
給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700 円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条の見出し中「公表」を「通知」に改め、同条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「公表」を「通知」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 24 条の見出し並びに同条から第 26 条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 35 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第 36 条第 1 項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「第 13 条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

どもの総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第 37 条の見出しを削り、同条第 1 項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業 A 型をいう」の次に「。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ」を、「小規模保育事業 B 型をいう」の次に「。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削り、「第 6 項」を「第 4 項」に改める。

第 38 条第 1 項中「利用者負担」を「第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 39 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 40 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 41 条中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項中「この項」の次に「から第 5 項まで」を加え、同項第 1 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 3 項中「を行う者であつて、第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のもの」を「（第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第 42 条第 2 項中「前項本文」を「第 1 項本文」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保

育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 43 条第 1 項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第 50 条において準用する第 14 条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第 4 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第 5 号及び第 6 号を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 5 特定地域型保育事業者は、前 4 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第 3 項及び第 4 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 4 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第 46 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 43 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 49 条第 2 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第 3 号中「に規定す

る」を「の規定による」に改める。

第 50 条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第 14 条第 1 項」を「第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項」に、「第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」に、「第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第 51 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第 3 項中「含むものとして、本章（第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保

育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする」に改める。

第 52 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第 3 項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子どもに係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第 2 項中「（法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第 19 条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額」とあるのは「（法附則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第 4 項の前の見出し、同項及び第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とする。

附則第 7 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業

者を除く。）」を加え、「５年」を「10 年」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認定第 1 号

令和元年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第 2 号

令和元年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第 3 号

令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第4号

令和元年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第5号

令和元年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第6号

令和元年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第7号

令和元年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第8号

令和元年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第9号

令和元年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第10号

令和元年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣